

パパの育休 会社の千カラで応援しませんか？

福岡県 よかパパ育休助成金



対象 労働者数1~100人以下の
「子育て応援宣言企業」



助成額 **10万円**
(予算額上限に達し次第受付終了)



申請受付期間

令和8年5月1日 ▶▶ 令和9年2月28日

申請方法・受給要件は裏面へ

申請方法

「福岡県両立支援ポータルサイト」からオンライン申請をしてください。

申請書や申請の手引きのダウンロード、子育て応援宣言企業への登録についても同サイトから行えます。

【助成金のページ(申請もこちらから)】

<https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/useful/yokapapa>



【子育て応援宣言企業登録ページ】

<https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/applications>



受給要件

助成金の給付を受けるには、以下の要件を満たす必要があります。

- I. 育児休業制度及び育児のための短時間勤務制度を就業規則等に定めていること
- II. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、計画目標に以下の2つを掲げること
 - ①育児休業の対象となる男性労働者の育児休業取得率を100%とする
 - ②育児休業の対象となる男性労働者に2週間以上の育児休業を取得させる
- III. 以下の(a)～(d)のいずれかの措置を実施していること

(a)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法で定める雇用環境整備の措置を2つ以上実施 ・育休取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに関する規定を策定
(b)	<ul style="list-style-type: none"> ・育休復帰支援プランにより労働者の育児休業取得・職場復帰を支援する方針を社内に周知
(c)	<ul style="list-style-type: none"> ・育休取得者を原職に復帰させる旨を就業規則等に規定 ・育休取得者の業務を代替する労働者のための賃金制度を就業規則等に規定
(d)	<ul style="list-style-type: none"> ・育休取得者を原職に復帰させる旨を就業規則等に規定

添付書類

申請時に以下の書類等の提出が必要です。詳細については福岡県両立支援ポータルサイトから「申請の手引き」をご確認ください。

- ✓ 直近年度の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し
- ✓ 福岡労働局へ提出した一般事業主行動計画の策定届(受付印付き)
- ✓ 労働協約または就業規則等の写し など

問合せ先

「福岡県両立支援ポータルサイト」助成金ページ内の問い合わせフォームまたは下記事務局へお問い合わせください。

よかパパ育休助成金事務局

〒812-0026 福岡市博多区上川端町13-8 博多DOIMACHI ビル 9F

TEL:092-627-7134 【平日9:00~17:00(土日祝・年末年始除く)】